



Request from CCWG 3 to evaluate whether carry-forward of unfished allocations between three year quota blocks will have a negative impact on the operation of the CCSBT Management Procedure

3年間のクオータブロック間での未漁獲量の繰越しが CCSBT 管理方式の運用に負の影響を与えるかどうかの評価に関する CCWG3 からの要請

The third Meeting of the CCSBT's Compliance Committee Working Group (CCWG3) agreed to a revision of the CCSBT's "Resolution on Limited Carry-forward of Unfished Annual Total Allowable Catch of Southern Bluefin Tuna within Three Year Quota Blocks". CCSBT の第 3 回遵守委員会作業部会会合 (CCWG3) は、CCSBT の「3 年間のクオータブロックにおけるみなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議」の改正に合意した。

The original Resolution, which is currently in force, is provided at Attachment A. CCWG3's draft revised Resolution is provided at Attachment B.

現在発効している決議原文は別紙 A のとおりである。CCWG3 による決議改正案は別紙 B のとおりである。

This draft revised Resolution was agreed subject to confirmation from the Extended Scientific Committee (ESC) that the carry-forward of unfished allocations between three year quota blocks will not have a negative impact on the operation of the Management Procedure. The CCWG has requested that the ESC carry out this evaluation.

この決議改正案は、「3 年間のクオータブロック間での未漁獲量の繰越しが管理方式の運用に対して負の影響を及ぼすことはない」という拡大科学委員会による確認を条件に合意された。CCWG は、この評価を ESC が行うよう要請している。

Prior to this draft revision, carry-forward of unfished allocations was only allowed within three year quota blocks (i.e. unfished allocations could not be carried forward from one three year quota block to another) and only if the TAC was not reduced within the block.

Furthermore, only a maximum of 20% of the allocation could be carried forward regardless of the amount of unfished allocation, and any carry-forward could not in turn generate further unfished allocations to be carried forward to the following year.

この改正案以前は、ブロック期間内に TAC が減少しないことを条件に、3 年間のクオータブロック内でのみ未漁獲量の繰越しが可能（すなわち、ある 3 年間のクオータブロックから異なるブロックに未漁獲量を繰り越すことはできない）とされている。さらに、未漁獲の量に関わらず、繰越し量は割当量の 20% を超えてはならず、また繰越し量は次年に繰り越される不足漁獲分にはならない。

The draft revision to the Resolution retains the above carry-forward restrictions except that unfinished allocations may also be carried forward between three year quota blocks providing that the TAC is not reduced between the blocks.

決議の改正案は、3年間のクオータブロック間でTACが減少しないことを条件にブロック間での未漁獲量の繰越しを可能とすることを除き、上記の繰越し制限を保持している。

別紙 A

3年間のクオーターブロックにおけるみなみまぐろの年間総漁獲可能量 の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議

(2011年10月10-13日 第18回年次会合において採択)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

2011年第18回年次会合において「管理方式の採択に関する決議」が採択されたことに留意し、

同決議が、3年間のブロックごとにみなみまぐろの全世界の総漁獲可能量 (TAC) を設定する管理方式を採択していることに留意し、

3年間のクオーターブロック内において管理する必要性、及びメンバーの年間 TAC の部分的な繰越しを認める必要性を考慮し、

未漁獲量の繰り越しに関する規定が、3年間のクオーターブロック内の各割当年間における漁獲に関する柔軟性を付与することでこの漁業に恩恵をもたらし得ることを認識し、

この繰越しに関する規定が、一部のメンバーに対して行政的な混乱を生じさせること有可能があること、したがって、各メンバーが自国船に対してこの規定を適用するかどうかは、それぞれのメンバーの判断に委ねられるべきであることを認識し、

条約第8条3(b)に基づき、次のとおり合意する。

セクション1：繰越し措置の設定

- 拡大委員会は、この決議により、メンバーの年間 TAC¹の未漁獲量に関するある年から翌年への限定的な繰越しに関する措置を策定する。この措置は、拡大委員会の管理方式（管理方式の採択に関する決議のとおり）に基づき合意された3年間のクオーターブロック内において適用されるが、異なるクオーターブロック間においては適用されない。
- メンバーは、自国の漁業において、繰越し措置を採用するかどうかを決定するものとする。この決議に従って繰越し措置を採用するメンバーは、次のセクション2-5において規定する措置に基づきこれを実施するものとする。

¹ 年間 TAC とは、CCSBT によって定められた各メンバーの合意済み国別配分量をいう。

セクション 2：繰越措置

3. メンバーの年間 TACにおいて未漁獲量が生じた場合には、そのメンバーは当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。ただし、ある年から次の年に繰り越すことができる総割当量は、メンバーの年間 TAC の 20%を超えてはならない。
4. 未漁獲分の割当量は、ある割当年からその次の年に對してのみ繰り越すことができ、異なる 3 年間のクオーターブロック間を繰り越すことはできない。前割当年から繰り越された割当量は、その次に繰り越される不足漁獲分にはならない²。

セクション 3：繰越措置に関する通報及び報告

5. 次の割当年の開始時点において、この決議に基づき未漁獲分の割当量を前割当年から繰り越すことを決定したメンバーは、当該繰越しについて、CCSBT 事務局に通報し、かつ、次の割当年における利用可能な年間漁獲量の制限³の修正版を提出するものとする。当該通報は、次の割当年の開始から 60 日以内に行うものとする。
6. 繰越措置を採用したメンバーは、当該割当年における実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、当該措置の適用について報告するものとする。

セクション 4：繰越しが適用されない場合

7. 追加的な管理行動を要する例外的な状況が生じているとする拡大科学委員会からの助言に基づき、拡大委員会が 3 年間のクオーターブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越し措置を実施しないものとする⁴。
8. 拡大委員会が、3 年間のクオーターブロック内において、1 以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合には、当該メンバーは、この決議に規定される繰越し措置を適用しないものとする。

セクション 5：一般規定

9. この決議における措置は、2012 年から適用可能とする。

² すなはち、前年から繰り越した分については、その次に繰り越すことはできない。

³ 利用可能な年間漁獲量の制限とは、年間 TAC に前年からの未漁獲分の全ての繰り越し量を加えたものをいう。

⁴ メンバーは、この規定によって、繰越し分を失う可能性があることに留意すべき。

別紙 B

3年間のクオーターブロックにおけるみなみまぐろの年間総漁獲可能量 の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議案

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

2011年第18回年次会合において「管理方式の採択に関する決議」が採択されたことに留意し、

同決議が、3年間のブロックごとにみなみまぐろの全世界の総漁獲可能量（TAC）を設定する管理方式を採択していることに留意し、

メンバーが各割当年内において各自のTACを効率的に管理する必要性、及びメンバーの年間TACの限定的な繰越しを認める必要性を考慮し、

未漁獲量の繰越しに関する規定が、各割当年間における漁獲に関する柔軟性を付与することでこの漁業に恩恵をもたらし得ることを認識し、

[こうした規定が管理方式の運用及び全世界のTACの設定において負の影響を及ぼさないことを満たし、]

この繰越しに関する規定が、一部のメンバーに対して行政的な混乱を生じさせる可能性があること、したがって、各メンバーが自国船に対してこの規定を適用するかどうかは、それぞれのメンバーの判断に委ねられるべきであることを認識し、

条約第8条3 (b)に基づき、次のとおり合意する。

セクション1：繰越し措置の設定

1. 拡大委員会は、この決議により、メンバーの年間TAC¹の未漁獲量に関するある年から翌年への限定的な繰越しに関する措置を策定する。
2. メンバーは、自国の漁業において、繰越し措置を採用するかどうかを決定するものとする。この決議に従って繰越し措置を採用するメンバーは、次のセクション2-5において規定する措置に基づきこれを実施するものとする。

セクション2：繰越し措置

3. メンバーの年間TACにおいて未漁獲量が生じた場合には、そのメンバー

¹ 年間 TAC とは、CCSBT によって定められた各メンバーの合意済み国別配分量をいう。

は当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。ただし、ある年から次の年に繰り越すことができる総割当量は、未漁獲量が生じた年のメンバーのTACの20%を超えてはならない。

4. 未漁獲分の割当量は、ある割当年からその次の年に対してのみ繰り越すことができる。前割当年から繰り越された割当量は、その次に繰り越される不足漁獲分にはならない²。

セクション3：繰越措置に関する通報及び報告

5. 次の割当年の開始時点において、この決議に基づき未漁獲分の割当量を前割当年から繰り越すことを決定したメンバーは、当該繰越しについて、CCSBT事務局に通報し、かつ、次の割当年における利用可能な年間漁獲量の制限³の修正版を提出するものとする。当該通報は、次の割当年の開始から60日以内に行うものとする。
6. 繰越措置を採用したメンバーは、当該割当年における実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、当該措置の適用について報告するものとする。

セクション4：繰越しが適用されない場合

7. 追加的な管理行動を要する例外的な状況が生じているとする拡大科学委員会からの助言に基づき、拡大委員会が3年間のクオーターブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする⁴。
8. 拡大委員会が、3年間のクオーターブロック内において、1以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合には、当該メンバーは、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。
9. より低い全世界のTACを管理方式が勧告した場合又は拡大委員会が決定した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする⁴。

セクション5：一般規定

10. この決議における措置は、採択と同時に発効するものとする。

² すなはち、前年から繰り越した分については、その次に繰り越すことはできない。

³ 利用可能な年間漁獲量の制限とは、年間 TAC に前年からの未漁獲分の全ての繰越量を加えたものをいう。

⁴ メンバーは、この規定によって、繰越し分を失う可能性があることに留意すべき。